

福岡県公報

平成22年12月22日
第3200号

目次

告示 (第2000号 - 第2003号)

都市計画の変更 (都市計画課) 1

道路の供用の開始 (道路維持課) 1

県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) 1

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2

公告

平成23年福岡県歯科技工士国家試験の実施 (医療指導課) 2

監査委員

監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 3

監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 5

監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 9

監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課)13

監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)21

監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室)24

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活環境課)28

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活環境課)28

雑報

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

募集の結果及び答申の要旨 (男女共同参画推進課)29

告示

福岡県告示第2000号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

北九州都市計画道路を変更 (北九州都市計画道路1・4・5号枝光大谷線)

福岡県告示第2001号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	田主丸 停車場線 石垣	久留米市田主丸町石垣1021番3先から 久留米市田主丸町石垣689番1先まで

福岡県告示第2002号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（深野地区）	平成21年7月6日

福岡県告示第2003号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ久留米西店
- (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公 告

公告

平成23年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成23年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成23年3月に卒業

見込みの者

- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くわう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日 時	種 目	場 所
平成23年2月23日（水曜日）	午前10時～ 午後4時20分	学説試験 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成23年2月24日（木曜日）	午前9時30分～ 午後4時20分	福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校
平成23年2月25日（金曜日）		飯塚市横田770番地の1 九州歯科技工専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。）並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書
(イ) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

(ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（B5判が入るもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込の受付期間は、平成23年1月26日（水曜日）から2月9日（水曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成23年2月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成23年3月18日（金曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成23年3月11日（金曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課（電話092 - 643 3274）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
- (2) 監査対象期間：平成21年度
- (3) 監査実施期間：平成22年5月18日から平成22年6月18日

監査対象機関名	監査実施期間
健康増進課（病院事業）	平成22年6月8日～平成22年6月10日
医療指導課（病院事業）	平成22年6月8日～平成22年6月10日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成22年6月15日～平成22年6月18日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成22年5月18日～平成22年5月19日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成22年5月26日～平成22年5月27日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。特に、病院事業においては、流動資産、流動負債、企業債及び借入金、また、電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）に留意した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

企業局の電気事業における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが見受けられた。

松瀬ダム建屋修繕工事において、廃棄物処理費の数量及び共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費の算出を誤ったため、積算過大となっている。

その他公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、福岡県土地開発公社等5団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象団体

福岡県土地開発公社等5団体

(2) 監査対象期間

平成21年度

(3) 監査実施期間

平成22年6月30日から平成22年7月28日まで

監査対象団体名	監査実施期間
福岡県土地開発公社	平成22年6月30日から 平成22年7月1日まで
財団法人 福岡県農業振興推進機構	平成22年7月7日から 平成22年7月8日まで
福岡県道路公社	平成22年7月13日から 平成22年7月15日まで
福岡北九州高速道路公社	平成22年7月20日から 平成22年7月22日まで
財団法人 福岡県教育文化奨学財団	平成22年7月27日から 平成22年7月28日まで

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成21年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体等のうちから5団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
福岡県土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の委託を受けて、土地の取得の斡旋、調査、測量等の事業を実施している。	県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている。 援助等の明細は、次のとおりである。 福岡県土地開発公社出資金 30,000,000円 （うち21年度 0円） 福岡県道路・河川事業用地先行取得資金貸付金 3,000,000,000円 （うち21年度 0円） 福岡県土地開発基金貸付金 3,194,018,698円 （うち21年度 0円）

<p>財団法人 福岡県農業振興推進機構</p>	<p>農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化による農業経営基盤の強化等農業構造の改善に関する事業等の適切かつ円滑な遂行を図るとともに、農業公共用地の取得事業、農業担い手の確保・育成、農産物の産地銘柄の確立、都市と農村の共生に関する事業等を行い、もって本県農業の健全な発展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地保有合理化に関する事業 2 農業公共用地の取得、管理及び処分にに関する事業 3 農業担い手の確保及び育成に関する事業 4 就農支援資金の貸付けに関する事業 5 営農指導力向上等対策に関する事業 6 農産物のブランド化推進に関する事業 7 農産物の認証制度に関する事業 8 都市と農村の交流に関する事業 9 県産農林水産物輸出応援ファンドの助成金交付及び管理事業 10 その他機構の目的を達成するため必要な事業 	<p>県は、基本金の88.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行うとともに当機構の債務について損失補償を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県農業振興推進機構出資金 368,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県就農支援資金貸付金 139,939,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>県産農林水産物輸出応援農工商連携ファンド造成にかかる貸付金 1,600,000,000円 1,600,000,000円 (うち21年度 1,600,000,000円)</p> <p>農地保有合理化促進費補助金 24,890,000円</p> <p>福岡県後継人材育成対策等事業費補助金(青年農業者等育成確保推進事業) 3,733,606円</p> <p>福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金(農業経営指導強化対策事業) 1,000,000円</p> <p>福岡県農林水産物安全対策関係事業費補助金(減農薬・減化学肥料栽培認証事業) 475,000円</p> <p>補償債務残高(平成21年度末) 42,280,500円</p>
<p>福岡県道路公社</p>	<p>福岡県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について、料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡前原道路の維持管理 2 天神中央公園駐車場の維持管理 	<p>県は、基本金の75.2%を出資し、事業運営に要する経費に対し負担金の交付及び資金の貸付けを行うとともに、当社の債務について債務保証を行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県道路公社出資金 22,356,900,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県道路公社有料道路管理運営資金貸付金 983,400,000円 (うち21年度 983,400,000円)</p> <p>冷水有料道路事業負担金 867,000,000円</p> <p>保証債務残高(平成21年度末) 41,919,912,974円</p>

<p>福岡北九州高速道路公社</p>	<p>福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができ指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕等を総合的かつ効率的に行うこと等により、地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 福岡高速道路の建設事業及び維持管理 北九州高速道路の建設事業及び維持管理 	<p>県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸貸付金等の貸付け及び当公社の債務について債務保証を行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡北九州高速道路公社出資金 109,190,800,000円 (うち21年度 1,750,000,000円)</p> <p>特別転貸貸付金 85,752,076,969円 (うち21年度 1,750,000,000円)</p> <p>都市高速道路経営改善資金貸付金 15,000,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>保証債務残高(平成21年度末) 307,850,581,617円</p>
<p>財団法人 福岡県教育文化奨学財団</p>	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行い、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 奨学金の貸与 学生会館の設置及び運営 奨学金の貸与を受ける学生・生徒及び在館学生の指導 教育文化に関する助成 教育文化に関する顕彰 教育文化に関する調査研究 福岡県青少年科学館の施設、設備の維持管理及び運営 科学教育の普及に関する事業 科学の振興に関する調査及び研究に関する事業 その他財団の目的を達成するため必要な事業 	<p>県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金等の交付及び資金の貸付け並びに当財団の債務について損失補償を行うとともに、当財団を福岡県青少年科学館の指定管理者としている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>福岡県教育文化奨学財団出資金 2,526,000,000円 (うち21年度 0円)</p> <p>福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る貸付金 23,174,797,000円 (うち21年度 3,709,244,000円)</p> <p>県派遣職員給与負担金 56,907,470円</p> <p>福岡県教育文化奨学財団事業に係る補助金 133,454,000円</p> <p>福岡県青少年科学館管理運営料 198,994,000円</p> <p>(施設の利用料金収入 42,359,600円)</p> <p>補償債務残高(平成21年度末) 1,267,645,048円</p>

第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関36機関
 (2) 監査対象期間：平成21年度
 (3) 監査実施期間：平成22年5月11日～平成22年6月21日
 監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	
福岡地域農業改良普及センター	平成22年6月1日～平成22年6月3日
北筑前地域農業改良普及センター	
朝倉農林事務所	
朝倉地域農業改良普及センター	平成22年5月24日～平成22年5月26日
久留米地域農業改良普及センター	
八幡農林事務所	平成22年6月7日～平成22年6月10日
北九州地域農業改良普及センター	
飯塚農林事務所	
飯塚地域農業改良普及センター	平成22年5月17日～平成22年5月20日
田川地域農業改良普及センター	
筑後農林事務所	
南筑後地域農業改良普及センター	平成22年6月15日～平成22年6月17日
八女地域農業改良普及センター	
病害虫防除所筑後支所	
行橋農林事務所	
京都地域農業改良普及センター	平成22年6月7日～平成22年6月10日
築上地域農業改良普及センター	
病害虫防除所行橋支所	
農業大 学 校	平成22年5月27日
農業総合試験場	
病害虫防除所	平成22年5月17日～平成22年5月19日
農業総合試験場豊前分場	平成22年6月21日
農業総合試験場筑後分場	平成22年5月27日
農業総合試験場八女分場	平成22年5月12日
農業総合試験場果樹苗木分場	平成22年5月27日
中央家畜保健衛生所	平成22年6月21日
北部家畜保健衛生所	平成22年6月21日
両筑家畜保健衛生所	平成22年5月21日

監査対象機関名	監査実施日
筑後家畜保健衛生所	平成22年5月27日
筑後川水系農地開発事務所	平成22年5月11日～平成22年5月13日
森林業技術センター	平成22年5月27日
水産海洋技術センター	平成22年5月27日
水産海洋技術センター - 有明海研究所	平成22年5月13日
水産海洋技術センター - 豊前海研究所	平成22年6月8日
水産海洋技術センター - 内水面研究所	平成22年5月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況について、重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
 - 農林水産手数料、生産物売払収入、農林水産業受託事業収入、弁償金等の調定及びび収入事務
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の管理事務
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- (7) 工事
 - 工事の執行状況
- (8) 補助事業
 - 補助事業の執行状況

第2 監査の結果

1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

2 重点事項の調査結果

(1) 調査対象機関

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計7機関

(2) 調査の内容

平成21年度に完了した工事において、設計積算が正確に行われているか、また工事設計の内容が、事業の目的等に即して経済的なものとなっているかについて調査を行った。

(3) 調査の結果

工事の設計積算は適正に執行されており、また、工事設計の内容は、事業の目的等に即して経済的なものとなっていると認められた。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局106機関

(2) 監査対象期間：平成21年度

(3) 監査実施期間：平成22年6月29日～平成22年7月29日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
秘書室	平成22年7月13日
行政経営企画課	平成22年7月9日
人事課	平成22年7月14日
財政課	平成22年7月13日
税務課	平成22年7月15日
財産活用課	平成22年7月14日
県民情報広報課	平成22年7月16日
消防防災課	平成22年7月27日
総務事務センター	平成22年7月23日 平成22年7月27日～平成22年7月29日
システム管理課	平成22年7月9日
私学学事振興局学事課	平成22年7月22日
私学学事振興局私学振興課	平成22年7月22日
総合政策課	平成22年6月30日
広域地域振興課	平成22年6月29日
市町村支援課	平成22年7月1日
情報政策課	平成22年7月1日
調査統計課	平成22年7月1日
空港対策局空港整備課	平成22年6月30日
空港対策局空港計画課	平成22年6月30日
社会活動推進課	平成22年7月21日
青少年課	平成22年7月22日
県民文化スポーツ課	平成22年7月21日
男女共同参画推進課	平成22年7月22日
生活安全課	平成22年7月21日
国際交流局交流第一課	平成22年7月20日
国際交流局交流第二課	平成22年7月20日
保健医療介護総務課	平成22年7月6日
健康増進課	平成22年7月8日
保健衛生課	平成22年7月6日

監査対象機関名	監査実施日
医療指導課	平成22年7月8日
薬務課	平成22年7月9日
医療保険課	平成22年7月7日
高齢者支援課	平成22年7月7日
介護保険課	平成22年7月9日
福祉総務課	平成22年7月20日
子育て支援課	平成22年7月21日
児童家庭課	平成22年7月22日
障害者福祉課	平成22年7月22日
保護・援護課	平成22年7月20日
労働局労働政策課	平成22年7月23日
労働局新雇用開発課	平成22年7月23日
労働局職業能力開発課	平成22年7月23日
人権・同和对策局調整課	平成22年7月21日
環境政策課	平成22年7月2日
環境保全課	平成22年7月2日
循環型社会推進課	平成22年7月1日
廃棄物対策課	平成22年7月2日
監視指導課	平成22年7月1日
自然環境課	平成22年7月1日
商工政策課	平成22年6月30日
中小企業振興課	平成22年6月29日
中小企業経営営金融課	平成22年6月29日
国際経済観光課	平成22年7月1日
新産業・技術振興課	平成22年6月29日
工業保安課	平成22年6月30日
企業立地課	平成22年7月1日
農林水産政策課	平成22年7月1日
農山漁村振興課	平成22年7月1日
農林水産物安全課	平成22年7月6日
団体指導課	平成22年7月2日
園芸振興課	平成22年7月7日
水田農業振興課	平成22年6月30日
経営技術支援課	平成22年7月2日
畜産課	平成22年7月6日

監査対象機関名	監査実施日
農村整備課	平成22年6月30日
林業振興課	平成22年7月7日
森林保全課	平成22年7月8日
水産局漁業管理課	平成22年7月7日
水産局水産振興課	平成22年7月9日
県土整備備総務課	平成22年7月6日
企画交通課	平成22年7月9日
用地課	平成22年7月9日
道路維持課	平成22年7月2日
道路建設課	平成22年7月8日
河川課	平成22年7月7日
河川開発課	平成22年7月7日
港湾課	平成22年7月8日
砂防課	平成22年7月8日
高速道路対策室	平成22年7月6日
水資源対策課	平成22年7月2日
北部福岡緊急連絡管建設室	平成22年7月6日
建築都市総務課	平成22年7月2日
都市計画課	平成22年7月8日
建築指導課	平成22年7月7日
公園街路課	平成22年7月7日
下水道課	平成22年7月7日
住宅計画課	平成22年7月2日
県営住宅備課	平成22年7月8日
営繕設備課	平成22年7月6日
会計管理局会計課	平成22年7月21日
議会事務局	平成22年7月14日～平成22年7月16日
総務課	平成22年7月21日
財務課	平成22年7月23日
文化財保護課	平成22年7月22日
企画調整課	平成22年7月22日
社会教育課	平成22年7月23日
教職員課	平成22年7月23日
施設課	平成22年7月21日
高校教育課	平成22年7月23日

監査対象機関名	監査実施日
義務教育課	平成22年7月22日
人権・同和教育課	平成22年7月23日
体育スポーツ健康課	平成22年7月22日
人事委員会事務局	平成22年7月21日
監査委員事務局	平成22年7月16日
警察本部	平成22年7月13日～平成22年7月16日
労働委員会事務局	平成22年7月23日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

また、事業内容に着目した監査（指定事業監査）を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

県税、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の調定及び収入事務

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、通勤手当等諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 工事

工事の執行状況

(6) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(7) 物品

取得、管理及び処分の状況

(8) 債権

債権管理の状況

(9) 補助金

補助金の交付事務

第2 監査の結果

1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。その内訳は、次のとおりである。

対象機関名	区分			計
	収入	支出	工事	
消防防災課	15件			15件
児童家庭課	1件			1件
中小企業経営金融課	1件			1件
人権・同和教育課	1件			1件
健康増進課		2件		2件
水産局水産振興課			1件	1件
計	18件	2件	1件	21件

是正を要するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	説明
消防防災課	収入	保安講習受講料において、消印が漏れている。 (15件 70,500円)
児童家庭課	収入	母子寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導計画を作成するなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて16,193,340円増加している。 (1件)
中小企業経営金融課	収入	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金(元金)において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導を行うなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて51,604,724円増加している。 (1件)
人権・同和教育課	収入	地域改善奨学資金貸付金償還金において、奨学金相談員による督促訪問等、滞納者の状況に応じた個別の償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて206,379,552円増加している。 (1件)
健康増進課	支出	食糧費の資金前渡において、精算書が作成されていない。(2件 12,000円)
水産局水産振興課	工事	漁港整備工事において、捨石均しの施工単価を誤ったため、455,066円が積算過大となっている。 (1件)

2 意見事項

産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用について、原因者等からの弁償が滞っている事例が見受けられた。また、監査対象期間において行政代執行に着手した事業も発生している。行政代執行に至った場合、それに要した費用の回収には相当の困難性が予想されることから、今後とも、不法投棄等の未然防止、早期発見及び早期是正に取り組むことはもとより、一層の原因者等に対する必要な調査が望まれる。

また、政務調査費について、知事に提出された収支報告書及び領収書等の十分な確認を行うべきであると考え、そのための何らかの方策を検討することが望まれる。

3 指定事業監査の調査結果

(1) 調査対象事業

三つの事業テーマを設け、次の8事業を調査対象とした。

テーマ 電子システム利用を目的とした事業
市町村への補助金を伴う事業
協会・団体への負担金・補助金を伴う事業

テーマ	機 関 名		事 業 名
	建 築 都 市 部	建 築 指 導 課	宅建業免許事務等電算システム運営事業
	教 育 庁	企 画 調 整 課	県立高校教務支援システム整備事業
	警 察 本 部		落とし物ネット検索推進事業
	福 祉 労 働 部 局	新 雇 用 開 発 課	シルバー人材センター育成・強化事業
	農 林 水 産 部	農 山 漁 村 振 興 課	農山漁村活性化整備事業
	企 画 ・ 地 域 振 興 部 空 港 対 策 局	空 港 整 備 課	北九州空港対策事業
	保 健 医 療 介 護 部	薬 務 課	薬事情報センター運営事業
	商 工 部	新 産 業 ・ 技 術 振 興 課	ロボット産業振興事業

(2) 調査内容

事業単位での一連の事務処理において、テーマ については電子システム導入後の利用状況、テーマ については補助金交付事務の流れ、テーマ については負担・補助に依じた成果に特に留意し、事業が経済性、効率性及び有効性に考慮して行われているかについて調査した。

(3) 調査結果

ア テーマ 電子システム利用を目的とした事業について

県立高校教務支援システム整備事業においては、電子システムを利用することにより教務支援が効率的に行なわれている。

また、落とし物ネット検索推進事業においては、落とし物を検索する時間が短縮されるなど有効なものとなっている。

次に、宅建業免許事務等電算システム運営事業においては、宅地建物取引主任者及び業者免許の申請・届出情報を電算システムの利用により全国規模でデータベース化し、宅地建物取引主任者の二重登録等の不正防止、消費者保護及び業界の健全育成に役立っている。

しかし、そのうち電子申請システムの利用率については、1.8%と低率となっていた。これは申請書に添付する書類を別途郵送する必要があるなど利便性を欠くことによるものと考えられる。

今後、関係者への電子申請システムの利用促進の働きかけや、他の都道府県との連携を図るなどして、電子申請システムの問題解決に向けた方策を検討する必要がある。

イ テーマ 市町村への補助金を伴う事業について

シルバー人材センター育成・強化事業においては、高齢者の多様な就業機会を提供するための技能講習会の充実等が図られている。

また、農山漁村活性化整備事業においては、山村地域の活性化を図るために農林水産物生産施設を整備することによって収益改善や生産性の向上が見込まれている。

これらの事業は、調査した範囲において問題は見受けられなかった。

ウ テーマ 協会・団体への負担金・補助金を伴う事業について

北九州空港対策事業においては、国際路線の定着化のために海外航空会社に対して着陸料等の支援を行なうことにより航空便が増加するなどの効果が認められた。

また、ロボット産業振興事業においては、ロボットの製品化に向けた研究開発の支援を行なうことにより実用化件数が増加している。

次に、薬事情報センター運営事業においては、薬事情報センターの薬剤師が医薬品等の相談・情報提供を行なうことにより一般国民の医薬品等健康被害の防止に役立っている。

いずれの事業も、調査した範囲において問題は見受けられなかった。

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関20機関

(2) 監査対象期間：平成21年度

(3) 監査実施期間：平成22年5月12日～平成22年6月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成22年6月7日～平成22年6月10日
旧前原土木事務所	
久留米県土整備事務所	平成22年5月18日～平成22年5月21日
旧藤波ダム建設事務所	
南筑後県土整備事務所	平成22年6月21日～平成22年6月24日
旧柳川土木事務所	
直方県土整備事務所	平成22年6月1日～平成22年6月3日
京築県土整備事務所	平成22年6月7日～平成22年6月10日
旧行橋土木事務所	
朝倉県土整備事務所	平成22年5月12日～平成22年5月13日
八女県土整備事務所	平成22年6月15日～平成22年6月17日
北九州県土整備事務所	平成22年6月21日～平成22年6月24日
旧宗像土木事務所	
田川県土整備事務所	平成22年6月1日～平成22年6月3日
飯塚県土整備事務所	平成22年5月25日～平成22年5月27日
那珂県土整備事務所	平成22年5月25日～平成22年5月27日
五ヶ山ダム建設事務所	平成22年5月17日～平成22年5月18日
伊良原ダム建設事務所	平成22年5月19日～平成22年5月20日
効田港務所	平成22年5月12日～平成22年5月13日
流域下水道事務所	平成22年6月16日～平成22年6月17日

注) 土木事務所は平成21年10月1日の組織再編により県土整備事務所に統合された。

藤波ダム建設事務所は平成22年3月31日をもって廃止され、平成22年度から久留米県土整備事務所に藤波ダム管理出張所が設置された。

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の設計積算については、その正確性及び経済性を重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

県土整備費負担金、県土整備使用料、県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定金額、調定時期及び

収入事務

(2) 支出

賃金、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

長期継続契約の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理の状況

(7) 債権

債権管理状況

(8) 工事

設計積算及び施工並びに契約変更の状況

(9) 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関においては正を要するものが見受けられた。その内容は、次のとおりである。

対象機関名	区分	説明
直方県土整備事務所	工事	道路改築工事の設計積算において、排水工の施工単価を誤ったため積算過大となっている。(1件)

2 重点事項の調査結果

工事の設計積算の正確性及び工事設計の経済性について

(1) 調査対象機関

県土整備事務所等20機関

(2) 調査の内容

平成21年度に完成した県土整備事務所等における県営工事の設計積算について、その正確性及び経済性を調査した。

(3) 調査の結果

設計積算の正確性については、一部の工事において数量等の誤りが見受けられた。

工事設計の経済性については、十分な経済比較を行わなかったため、設計が過大となっているものが見受けられた。

今後、工事の設計積算を行うにあたっては、正確性に留意すると共に、十分な経済比較を行うことにより工費の低減に努める必要がある。

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を福岡児童相談所等38か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜 美 男

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関38機関
 (2) 監査対象期間：平成21年12月1日又は平成22年1月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施日：平成22年5月11日～平成22年7月30日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
福岡児童相談所	平成22年1月1日から 平成22年7月23日まで	平成22年7月23日
福岡学園	平成22年1月1日から 平成22年7月29日まで	平成22年7月29日
粕屋新光園	平成22年1月1日から 平成22年7月28日まで	平成22年7月28日
福岡高等技術専門学校	平成22年1月1日から 平成22年7月30日まで	平成22年7月30日
小竹高等技術専門学校	平成22年1月1日から 平成22年7月27日まで	平成22年7月27日
青豊高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月29日まで	平成22年6月29日
育徳館高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月11日まで	平成22年6月11日
苅田工業高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月20日まで	平成22年7月20日
小倉南高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月28日まで	平成22年5月28日
小倉商業高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月28日まで	平成22年5月28日
八幡南高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月11日まで	平成22年5月11日
北筑高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月2日まで	平成22年7月2日
東筑高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月19日まで	平成22年5月19日
遠賀高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月10日まで	平成22年6月10日
水産高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月27日まで	平成22年5月27日
福岡魁誠高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月7日まで	平成22年7月7日
香住丘高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月8日まで	平成22年7月8日
香椎高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月6日まで	平成22年7月6日
筑紫丘高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月22日まで	平成22年6月22日
福岡工業高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月26日まで	平成22年5月26日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
春日高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月3日まで	平成22年6月3日
筑紫中央高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月20日まで	平成22年5月20日
武蔵台高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月24日まで	平成22年5月24日
小郡高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月21日まで	平成22年6月21日
大川樟風高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月1日まで	平成22年6月1日
伝習館高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月9日まで	平成22年6月9日
大牟田北高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月30日まで	平成22年6月30日
浮羽工業高等学校	平成21年12月1日から 平成22年5月25日まで	平成22年5月25日
朝倉光陽高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月2日まで	平成22年6月2日
東鷹高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月23日まで	平成22年6月23日
嘉穂総合高等学校	平成22年1月1日から 平成22年7月22日まで	平成22年7月22日
鞍手竜徳高等学校	平成21年12月1日から 平成22年6月17日まで	平成22年6月17日
小倉聴覚特別支援学校	平成21年12月1日から 平成22年6月16日まで	平成22年6月16日
福岡高等視覚特別支援学校	平成21年12月1日から 平成22年6月4日まで	平成22年6月4日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成21年12月1日から 平成22年6月4日まで	平成22年6月4日
川崎特別支援学校	平成21年12月1日から 平成22年6月24日まで	平成22年6月24日
育徳館中学校	平成21年12月1日から 平成22年6月11日まで	平成22年6月11日
輝翔館中等教育学校	平成21年12月1日から 平成22年6月8日まで	平成22年6月8日

2 監査の主眼

今回の監査は、福岡児童相談所等38機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費については、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第355号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年12月22日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年1月24日（月）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第356号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年12月22日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年1月20日（木） 13:30～16:30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成23年1月21日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成23年1月28日（金） 13:30～16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第3次福岡県男女共同参画計画及び第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について（中間整理）に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年12月22日

福岡県男女共同参画審議会
会 長 野 口 郁 子

1 意見募集の結果

- (1) 第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について（中間整理）

提出された意見の総数 79

「策定の趣旨」について 2件

「福岡県の現状」について 2件

主要な観点「課題解決型の実践的活動の推進」について 3件

目標1「母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援」について 11件

目標2「職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労」について 23件

目標3「あらゆる分野への女性の参画促進」について 4件

目標4「女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進」について 4件

目標5「女性の安全・安心な生活の確保」について 2件

推進体制について 4件

全体に関して 2件

類似の意見についてはまとめて1件としています。

- (2) 第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について（中間整理）

提出された意見の総数 9

「福岡県の現状」について 1件

目標1「配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止」について 2件

目標3「保護体制の充実」について 2件

目標4「被害者の自立のための支援」について 1件

目標5「関係団体との連携」について 2件

全体について関して 1件

2 答申の要旨

第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について（答申）

基本的考え方について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 男女共同参画の推進に関する福岡県の現状
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

男女共同参画社会実現の施策体系等について

- 1 施策体系
- 2 主要な観点
- 3 目標1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援
 - (1) 母子家庭の母親の生活支援
 - (2) 母子家庭の母親の就労支援
 - (3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
 - (4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援
 - (5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成
- 4 目標2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労
 - (1) 職場における男女間の不均等の解消

- (2) 女性非正規労働者の待遇改善
- (3) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備
- (4) 女性の再就職の支援
- (5) 多様な働き方の普及促進
- 5 目標3 あらゆる分野への女性の参画促進
 - (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (2) 多様な分野への女性の参画の促進
 - (3) 女性の人材育成とチャレンジ支援
- 6 目標4 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進
 - (1) 意識の改革と社会制度・慣行の見直し
 - (2) 若年層、男性、企業への啓発強化
 - (3) 地域の課題解決に向けた実践活動の促進
 - (4) 学校教育における男女共同参画の推進
 - (5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
- 7 目標5 女性の安全・安心な生活の確保
 - (1) 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援
 - (2) 高齢女性等への施策の推進
 - (3) 生涯を通じた女性の健康支援

推進体制について

- 1 庁内体制の機能の拡充強化
- 2 県男女共同参画センター「あすばる」の充実強化
- 3 国、市町村、男女共同参画センター、NPO等関係団体との連携強化
- 4 男女共同参画行政の推進に係る意見の聴取

第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について

(答申)

基本的考え方について

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の目標

- 3 福岡県の現状
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間
- 6 計画の推進体制

施策体系、目標、施策の方向、具体的施策

 - 1 施策体系
 - 2 目標1 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
 - (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
 - (2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築
 - 3 目標2 相談体制の充実
 - (1) 相談の組織・体制の強化
 - (2) 外国人、障害者、高齢者への配慮
 - (3) 職務関係者の研修等の充実
 - 4 目標3 保護体制の充実
 - (1) 一時保護体制等の充実
 - (2) 同伴家族に対するケアと支援
 - 5 目標4 被害者の自立のための支援
 - (1) 住宅の確保支援
 - (2) 経済的自立支援
 - (3) 心理的ケアの実施
 - (4) 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援
 - 6 目標5 関係団体との連携
 - (1) 連絡会議等の開催
 - (2) 市町村基本計画の策定支援
 - (3) 民間団体との連携
 - (4) 苦情処理体制の確立

提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>) をご覧ください。